

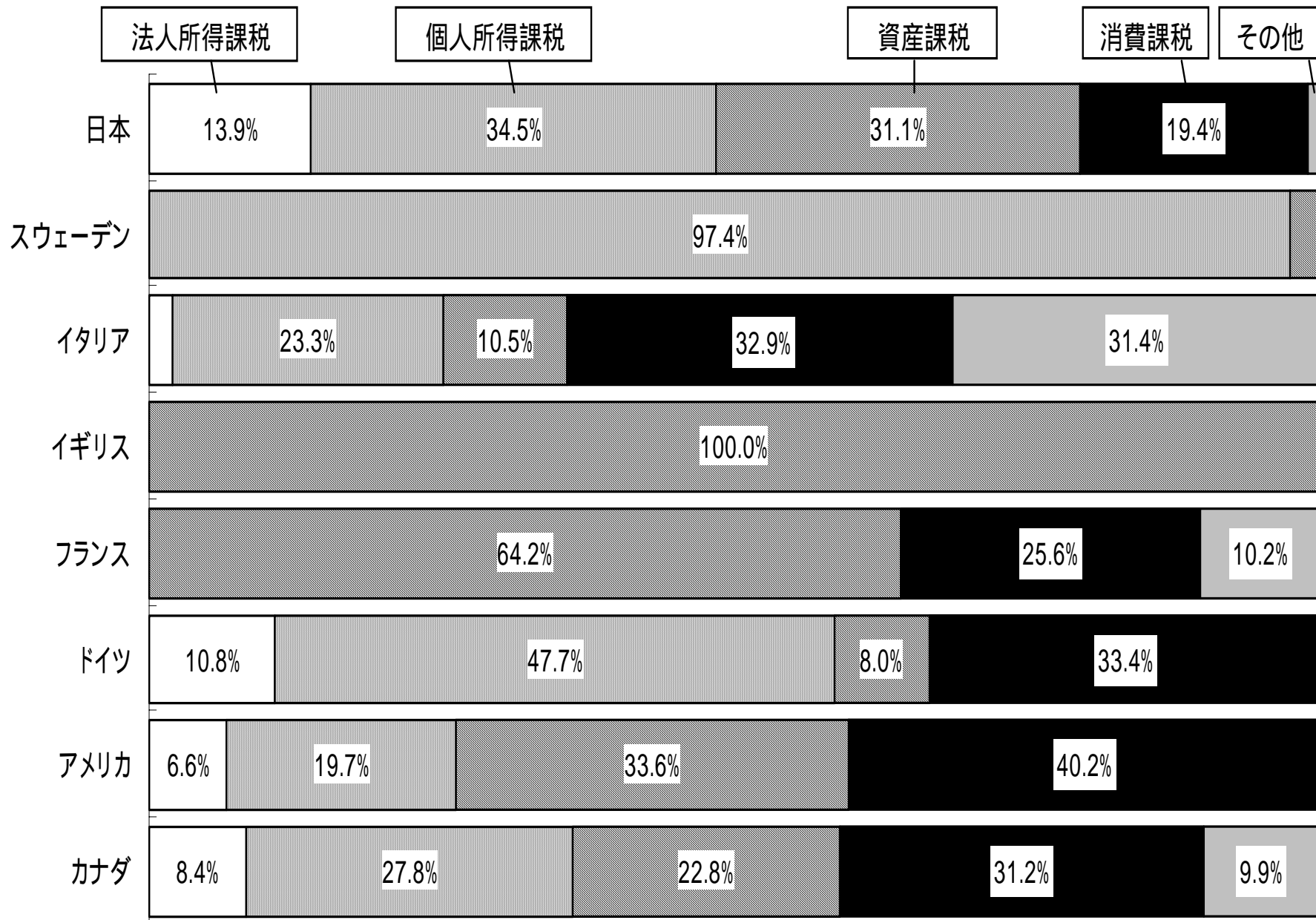
# 総務省・地方法人課税のあり方 等に関する検討会資料

平成24年11月27日

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

# 地方税収の構成割合の国際比較(2010年)



(注) ドイツ、アメリカ、カナダは州と市町村を合算した数値を使用。

(資料) OECD「Revenue Statistics 2010」

# 地方法人税改革の選択肢

選択肢	理由	課題
<p>1、法人2税全体（法人住民税均等割りを除く）を、個人住民税、固定資産税など地方税の負担増で置き換える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の問題は地方で知恵を絞って考えることが必要。地方税のあり方を根本的に検討し、安定的な税収をもたらす基幹税の強化や課税自主権の発揮も含めて検討し、その財源で事業税を廃止・縮小する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人税減税を住民税等の増税でまかなうことになり、地方首長や住民の理解が得られるか。</li> </ul>
<p>2、法人2税（あるいは法人事業税）を、すべて外形標準課税に置き換える。外形標準課税の課税ベース拡大等の改革がセット。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業税は昭和25年のシャープ勧告以降、加算型付加価値税として位置づけられてきた。</li> <li>・ 税収が安定する。</li> <li>・ 応益税として赤字法人にも応分の負担を求めることができる。</li> <li>・ 所得課税の法人実効税率は引き下がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外形標準課税は、国境調整ができず効率の観点から問題がある</li> <li>・ 課税ベースの拡大ができるか</li> <li>・ 企業にとっては、それほど負担は変わらず、空洞化の防止となるか</li> </ul>
<p>3、法人2税を国の法人税と統合（課税ベースも）、2税相当分を暫定的に交付税として客観基準で再分配（実質的な「水平的調整制度」）。将来的には、仕事の見直しとセットで消費税率のさらなる引き上げ、補助金・交付税の見直しなどで財源を確保しつつ税率の引き下げを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人に対する税制を一本化することは、税制の簡素化につながり企業負担を減少させる。</li> <li>・ 将来的に、法人実効税率の引き下げが課題になる際、国として対処しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国にとっては、将来減税が求められる税目を引き取ることに難色を示す可能性が高い。</li> <li>・ 消費税率のさらなる引き上げが課題となる</li> <li>・ 水平的調整が可能か</li> </ul>